

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合の  
標準報酬月額保険者算定の特例の対象期間の変更について

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年8月～12月までの間、休業により報酬が急減した者について、特例措置の取扱いが講じられておりますが、現時点の感染状況等を踏まえ、特例改定の延長の対象期間が令和2年8月～令和3年3月までの間に変更されます。

1. 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から令和3年3月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた者
- (2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった者
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している者

2. 対象となる保険料

令和2年8月～令和3年3月までの間に休業により報酬等が急減した場合、その翌月以降の保険料が対象となります。

3. 手続き方法

(1) 提出書類

- ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）
- ② 事業主からの申立書（別紙2）
- ③ 被保険者からの同意書（別紙3）

(2) 受付期間

- ① 令和2年8月～12月を急減月とした場合は、**令和3年3月1日まで**
- ② 令和3年1月～3月を急減月とした場合は、**令和3年5月末日まで**

ご不明な点がございましたら、業務課までお問合せください。

サニーピア健康保険組合 業務課 Tel 078-321-1241